

## 一般廃棄物処理業許可証

許可第 1 号

住 所 釧路町中央3丁目50番地  
氏名名称 釧路衛星 株式会社  
代表取締役 斎藤 和子

平成26年2月21日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定により、条件を付して許可する。

平成26年3月28日

釧路町長 佐藤 広高



1. 廃棄物の種類 浄化槽汚泥
2. 申請の区分 更新
3. 許可の範囲 収集・運搬
4. 許可の期間 自 平成26年4月 1日  
至 平成28年3月31日

5. 条 件

- 許可による権利は、他人に譲渡することができない。
- 一般廃棄物の収集、運搬、又は処分については、町の指示に従うこと。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守並びに同法施行令第3条の基準に従うとともに、釧路町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等を遵守しなければならない。
- 町長は、許可を受けた者が前各号の条件に違反する行為をしたときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（総務部 住民課 環境対策係）